

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき、河川区域内に放置されていた工作物を除却し、及び保管したので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

平成19年10月23日

国土交通省中国地方整備局長 甲 村 謙 友

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
  - (1) 小型船 白色 エンジンなし 1隻
  - (2) 小型船 赤色 エンジン付き 1隻
- 2 当該工作物が放置されていた場所  
一級河川千代川水系袋川 市道新浜坂橋下
  - (1) 小型船（白色） 鳥取市浜坂地先 堤防小段
  - (2) 小型船（赤色） 鳥取市江津地先 水面
- 3 当該工作物を除却した日時
  - (1) 小型船（白色） 平成19年10月4日 午前9時25分
  - (2) 小型船（赤色） 平成19年10月4日 午前10時15分
- 4 保管を開始した日時  
平成19年10月4日 午前11時
- 5 保管の期限  
平成20年4月4日
- 6 保管の場所  
鳥取市江津 国土交通省鳥取河川国道事務所 狐川排水機場内
- 7 費用負担  
当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用は、当該工作物を放置した者又はその所有者の負担とする。
- 8 実施機関及び問合せ先  
国土交通省鳥取河川国道事務所 占用調整課  
電話 0857-22-8435